

一般社団法人岐阜県老人福祉施設協議会 賛助会員規約

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人岐阜県老人福祉施設協議会(以下「本会」という。)会員規程に基づき、賛助会員に関する事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 賛助会員は、本会の目的に賛同し、賛助会員申込書(会員規程に定める様式)を本会に提出した個人、団体及び企業とし、入会の可否は理事会の承認を得て決定する。

(会費)

第3条 賛助会員は、毎会計年度、会員規程に定める会費を本会に納入しなければならない。ただし、会計年度の下期に入会するものは、当該年度に限り、年額の2分の1の額とする。

(退会)

第4条 賛助会員を退会しようとする者は、賛助会員退会届(会員規程に定める様式)を本会に提出するものとする。ただし、退会時の属する年度の会費は返還を求めることができない。

(会員の特典)

第5条 本会は賛助会員に対し次の特典を付与することができる。

- (1) 本会が作成又は発行する資料等の提供
- (2) 本会ホームページへの賛助会員一覧掲載による紹介
- (3) 賛助会員が取扱う物品又はサービスの正会員への広告・告知に関する便宜供与
 - ① 本会ホームページのバナー広告など会員価格での掲載
 - ② 賛助会員ニュースの掲載又はメールによる広告や情報の提供
 - ③ 本会が主催する会議・研修等でのプレゼンテーション機会
- (4) 本会の活動及び会員施設のイベント情報等の提供
- (5) 名刺等への会員名称の記載

(会員資格の喪失)

第6条 本会は、賛助会員が次の各号に該当する場合、その入会承認を取り消すことができる。また、当該会員は即座に会員資格を喪失するものとする。

- (1) 本会の事業を妨げ又は妨げようとした場合

(2) 故意又は重大な過失により、本会の信用を失わせる行為をした場合

(3) 本規約に違反する行為をした場合

(4) 本会が会員として不相当と判断した場合

(5) 犯罪その他の信用を失う行為をした場合

2 本条第1項に基づき会員資格を喪失した場合、本会は、理由の如何を問わず、年会費は返還しない。また、入会承認を取り消された会員は、損害賠償請求等の権利行使はできないものとする。

(規約の改廃)

第7条 この規約の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則

1 この規約は、令和4年10月 1日から施行する。

附則

この規約の変更は、令和 7年 4月 1日から施行する。